

## 第4回 流出油対応専門家会合（サハリン関連） 議事録

- 1 日時 平成19年6月25日（月） 14:00～17:00
- 2 場所 札幌全日空ホテル 24F 白楊の間
- 3 出席者

### [委員]

古室委員長（海上保安大学校教授）、佐々木委員（海上災害防止センター元防災部長）、後藤委員（立正大学教授）、濱田委員（北海道立地質研究所研究員）、小野委員（オホーツクの環境を守る地域ネット代表）、小島委員（NPO 推進オホーツク・プラットフォーム副代表理事）、石川委員（北海道漁業環境保全対策本部研究室長）、小河委員（留萌管内漁業協同組合専務参事会会長）、織田委員（宗谷管内漁業協同組合専務参事会副会長）、北村委員（網走漁業協同組合常務理事）、佐々木委員（稚内港運㈱代表取締役）、吉田委員（㈱西村組工務部部長）、川野委員（島田建設㈱札幌支店長）

### [関係官庁]

海上保安庁環境防災課、第一管区海上保安本部、留萌海上保安部、稚内海上保安部、紋別海上保安部、網走海上保安署、北海道開発局、北海道地方環境事務所、北海道庁、留萌支庁、宗谷支庁、留萌市、羽幌町、稚内市、紋別市、斜里町

### [サハリンエナジー社]

松本（External Affairs Head of Japan Strategy）  
枝次（Oil and LNG Expert）

### [事務局]

（独立行政法人海上災害防止センター）  
木本調査研究室長、林調査研究員、森防災部長、萩原防災部業務課長、西田総務課長

## 4 資料

（席上配布資料）

- ・第4回流出油対応専門家会合（サハリン関連）議事次第
- ・油流出対応専門家会合スケジュール表
- ・「付録F 洋上回収ガイドライン」
- ・「付録D 海岸清掃ガイドライン」
- ・「付録E 海岸清掃による環境影響ガイダンス」
- ・北海道北岸戦術シート

- ・ いじめ問題への緊急提言（参考資料）  
（プレゼン資料）
- ・ 流出油事故への対応Ⅳ ～海岸清掃～

## 5 議事内容

### <第4回専門家会合>

委員長の議事進行により審議された。

（事務局）今年度1回目、通算で4回目になります。4月の人事異動で交代のあった新任者を紹介します。

（以後各新任者紹介）

（事務局） 続いて進捗状況について説明します。

スケジュール表のとおり本日が第4回会合となりますが、本日戦術シートを初めて皆様にお目にかけることとなります。それと海岸清掃について説明します。

また、本会合として「提言」を打ち出すということをお本日提案させていただきたいと思っております。

今後の予定ですが、10月と12月に各1回会合を開催し、北海道北岸の緊急時計画を策定するとともに、提言をとりまとめて終わることとしています。

表の下の欄外に記載してありますが、本日の会合終了後7～8月にかけて留萌、宗谷、紋別・網走地区漁協専務参事会にて、今までこの会合で審議してきたことを説明し、その後、9～10月にかけて留萌、稚内、紋別、網走地区排出油防除協議会研修会でも同様に説明する予定です。

本日の第4回会合にて、皆様には内容的にはほとんど全てのものを提示したことになりますので、この会合の後、7月頃から、この会合に参加していない各地区漁協の皆様へ私ども海上災害防止センターが出向いて、この札幌での会合で審議していただいた各種ガイドラインなどを説明するというようにしています。そしてそれが終わってから、9月から10月にかけて、各海上保安部毎に組織されている排出油防除協議会のご協力を得て、研修会で同様のことを説明させていただくこととしております。

それらが終わってから10月後半に第5回会合を開く予定です。

それでは議題の審議に移ります。委員長よろしく申し上げます。

（委員長） 昨年度計3回の会合が開かれたわけですが、引続き今年度も3回の会合が予定されています。熱心なご討議とご協力をお願いいたします。

議題審議に入る前に、昨年行われた会合のことを思い出していただくために、簡単に復習をしたいと思います。

第1回目は昨年6月に開かれ、事務局から流出油対応専門家会合の目的、方針そしてスケジュールなどが説明されております。サハリンエナジー社からはサハリンでのフェーズ2の工事の進捗状況を説明していただきました。

海上災害防止センター（以下センター）からは、油が流れた時を想定し、どのような油の流れ方をするのかシミュレーションの結果を示してもらいました。それを基にして緊急時計画の策定範囲を皆様にご了解いただきました。

海上保安庁からは、油が流出した場合の対応についてご説明いただきました。それからサハリンの原油というのはサラサラしていて非常に蒸発しやすいという特徴を持っているということを私から説明しました。ナホトカ号が以前事故を起こして大量の油を流出させていますが、その時の経験を沢野先生にプレゼンしていただきました。流出油対応に関する基礎概念をセンターから説明していただきました。

第2回目は昨年10月に開かれ、北海道の漁業の概要について北海道漁業環境保全対策本部の石川研究室長に説明していただきました。北海道の海岸地形、ESI マップについて北海道地質研究所の濱田委員にプレゼンしていただきました。北海道の海流、流氷情報については第一管区海上保安本部海洋情報部から説明をしていただきました。センターからは、ヘリコプターによる日本海及びオホーツク海沿岸の空撮ビデオの紹介、流出油対応に関する基礎概念の説明がありました。

第3回目は今年の2月に開かれ、東京農大の小林先生からオホーツク海及び日本海側海岸の野性生物について説明していただきました。センター元防災部長の佐々木委員からボランティア活動について説明してもらいました。立正大学の後藤先生からナホトカ号事故以降の油防除対策の課題というプレゼンをしていただきました。センターから事故想定連絡系統図、北海道における防除資機材に関する資料の提示があり、「流出油対応に関する基礎概念」及び「油処理剤ガイドライン」について説明がありました。

以上が昨年度の計3回の会合で審議・検討された事項であります。

本日は留萌から北の日本海側、稚内から知床半島北端までのオホーツク海側の海岸線毎の「戦術シート」及び「海岸清掃ガイドライン」が提示されます。

サハリンエナジー社によれば本年度中にも原油タンカーの第一船が入るということで、本会合も12月に予定されている最終回（第6回）での緊急時計画の完成を目指していきたいと思っておりますので、各委員の方々にはよろしく願います。

では、サハリンプロジェクトの進捗状況について、サハリンエナジー社からご説明いただきます。

(サハリンエナジー社) サハリンエナジー社からアニワ湾における原油の貯蔵施設、天然ガス液化設備、棧橋等の建設の進捗状況、ガスプロムのサハリンへの参入について説明があった。

(委員長) 何か質問ございますか。ないようですので“流出事故への対応 IV”を事務局から説明していただきます。

(事務局) 海上災害防止センター萩原業務課長から“流出事故への対応 IV”をパワーポイントを用いて説明。

- ・海岸清掃について
- ・戦術シート

(事務局) 海上災害防止センター萩原業務課長から「付録 F 洋上回収ガイドライン」, 「付録 D 海岸清掃ガイドライン」, 「付録 E 海岸清掃による環境影響ガイドランス」の説明。

(委員長) 前半の“流出油対応の IV”から付録 F、D、E と説明していただきました。

今の話の中で実際の油回収や防除、清掃、これにつきましては、海岸線の種類毎に色々な対応手法があること、一つ一つやるともって多数になるので、その基本的考え方について説明していただきました。こういう実際の作業をやるにあたっては、まずは作戦が重要で、いきなりやっても駄目で、まずは作戦を練ってから、それから一致協力してやっていくということを解説していただいたというのが話の筋ではなかったでしょうか。

ご質問がありましたら、発言をお願いします。

(委員) 確認をさせていただきたいのですが、今センターさんから具体的に、各論めいた作業の話をお聞かせしてもらいました。

それについての質問だとかそういうのは置いておいて、この会合後半にある(5)「提言」の提案、また次回以降の第5回、第6回会合で「提言」をまとめるということなんですが、後から委員長から説明があるとは思いますが、先に頭に入れて確認をしておいてから話をしていきたいのですが、一番最初の会合の時に委員長から、原因者、船舶所有者やサハリンエナジー社から海上災害防止センターの方に回収だとかそういう依頼があったときにどうするかという事に対して、我々が提言していくという理解で宜しいのでしょうか。

(委員) また、「提言」は誰に対して行うのでしょうか。

(事務局) 「提言」については一旦区切っていただいて、後ほど議題5の「提言」のところで私がお説明します。今、萩原課長が説明した“流出油対応 IV”、「付録D～F」について関連するのであれば、よろしいかと思いますが、ご質問の主旨が難しい質問だなと思いますので。

(委員) 何故、私がそういう質問をしたかということ、事故が起きたときの具体的な説明をしていただいたのですが、もう一つその前に、未然防止という観点で、以前にもサハリンエナジー社の松本さんから説明いただいたんですが、まず、この事故が起きないようにするということに対する提言ということだと思うのですが。

(事務局) それは、そもそもこの会合を何のために開いたのかということについて、最初の会合でお話したのですが、「事故は起きる」、「必ず起きるんだ」ということからスタートしています。事故は起きない方が良いに決まっていますが、本会合は「起きた時」にどうするかをあらかじめ決めておくための会合です。ですから今日もいろいろ説明させていただいた緊急時計画というものは、事故が起きてしまった時にうろたえないように、知識を事前に皆で共有しましょう、作戦会議をしましょうという主旨のものです。

委員の皆さんとしては、起きないようにしてくれというお話はよくわかります。それについては、提言の中に皆さんのご要望として、そういうものを委員の意見として入れることは構わないと思っています。ただ、この出来上がるものはあくまでも事故が起こってしまった後の対応をきちっとするための事故対応計画です。それについて、地元の皆さんのご理解を得ておきたいという主旨です。ですから提言と緊急時計画は、分けて考えていただきたいと思います。

提言については未然防止についても要望があれば、私は提言に組み込んでもいいと思っています。

(委員) それでは是非、組み込んでいただきたい。というのは、大分前にダブルハルの問題、船舶の航路の問題と色々話が出ました。これは当然だと思うんです。それでさらに、私達がこれから提言というかお話をさせていただきたいのは、プリドノゴノエの方からタンカーが出ますよね、そのタンカーがどこに行くのか、また、出るときにおそらく大きな事故がある時には、気象の悪いそういう時には出ないとかですね、さらに出たときに私どもの方として、日本として海上保安庁の巡視船というのがありますが、巡視船がぴったりくつつくとか、今の科学ですからレーダーでその船がどこを走っているのか、それぐらいのことは私はそんなに特別な技術がなくても出来ると思うんですね。その辺を一つの

マニュアルのような形で示してもらえないのかなと、提言をしておきたいのです。

(事務局) 今の北村委員からのご要望というかお話は、一旦承るということにしたいと思います。サハリンエナジー社の考えもあるかと思いますが、また、出来そうもないことを提言にしても、努力目標としては良いかもしれませんが、そこら辺の考えもあると思いますので、また後で、松本さんからお話をさせていただきたいと思います。

(委員長) 宜しいですか。他に何か質問がありますか。

(委員) 先程の件で、私の所は稚内ですが、利尻島と礼文島を抱えております。これがやはり4、5年前から利尻島に座礁船とか、去年は礼文島とか交互に船が揚る事態が起きております。で、利尻、礼文島のマニュアルも少し詳しく、もうちょっとデータを出していただきたいと思っているのですけれども。

(事務局) 先程戦術シートというものをご披露しましたが、今日はサンプルとして、代表として本会場に出ている稚内市、枝幸町、紋別市、網走市、斜里町、留萌市、増毛町という、代表が出ている方の所をピックアップして提示しました。先程の戦術シートの185ヶ所の区画に分けたところには、利尻、礼文それから天売、焼尻も入っています。決して無視はしていません。全部、島嶼部も入れております。ただ、ご指摘のようになかなか島嶼部の方に資機材を運ぶとかいう場合には、物理的な制約など相当あると思いますので、ご懸念は分りますので、ご発言については留意します。

(委員) 分かりました。

(委員長) 他に何かありますか。

(委員) 先程の戦術シートの関係なんですけども、とりあえず今回出席された方の所だけピックアップされたということなんですけども、私どもの漁業協同組合の専務、常務さんに出ているんですけども、それぞれの地区の代表ということで来ていただいております、この後スケジュールにもありますように各地区で説明会をすることになるんですけども、出来ましたら各地区の網走、宗谷、留萌の管内分のものについては、それぞれの専務、常務さんにお渡ししていただければ、一応資料としてですね、問い合わせがあった時に、ありますよということ

で示すことができるようにしてもらいたい。

説明の時には各地区にお持ちいただけるであろうと思うのですが、できましたら、私どもの方にはその3地区の分全てをいただければ、どこから問い合わせが来ても説明出来ますので、それを一つお願いしたいと思います。

環境影響ガイダンスのところですが、海岸清掃ガイドラインですが、前回の時に油処理剤の関係のマップ、ガイドラインを示していただいて、それをこれから各地区の漁業組合で協議するところですが、海岸清掃ガイドラインの中にもですね、海岸清掃剤、油処理剤、分散剤とか出てきますけど、これらは、海上であればガイドラインに従ってということになるんですが、では海岸の場合はどうするんだと、ガイドラインの方に因るってということなのか、そこら辺をどこかに明示しておいていただいた方が、海岸清掃の時使えるのかなと判断するのにですね、油処理剤のガイドラインに準じて対応するのかなどうかについて明らかにしてもらえれば、現地でいざというときに混乱しなくて済むのかなと思いますので、それをお願いしたい。

それと、併せて海岸清掃剤とか、ゲル化剤は前にも出たと思うのですが、これまで出て来なかった薬剤についても出てきてるところなんですけど、これは国内ではこういう型式の表にあるとかないとか、使ってないとかですね。そういうのを載せていただいた方がよいと思います。でないと突然海岸清掃剤を撒けとかなるとですね、それはなんだということにならずに済みますので、新しい単語かなと思ったものですから、この辺り、一応北海道北岸と銘打って出すのであればですね、一度簡単にご説明が注釈をしていただければと思っています。

併せて環境影響ガイダンスの中に処理剤とか分散剤、清掃剤の話が出てくるんですが、各項目の評価が全部載っているものもあれば、載っていないものもあって、中にはIとって評価不能というものあるのですが、油分散剤なり海岸清掃剤が載っているものあれば、載っていないものもあるので、できれば表に全部載せて(バー)やIの表記を入れておいていただいた方がいいかなという気もしたんですが。

(事務局) 実はお手元の資料を見ていただきますと、海岸清掃ガイドラインの36ページをご覧くださいと、海上での油処理剤の使用目的、使い方が記載されています。日本で使える、海で油を防除するために使える薬剤は油処理剤しかありません。それが大前提です。海で使う場合については、36ページ下に書いてありますように【詳細は、「北海道北岸における油処理剤散布ガイドライン」を参照】とあります。この油処理剤ガイドラインは、沖合の海上、沿岸海域での使い方ということです。港の中におきましては、剥離剤として使うこともあるでしょう、使うためには総量規制をしましょうということで詳細が載っ

ております。

また海岸に漂着してしまった油につきましては、ここに書いてありますとおり、環境影響ガイダンスで影響評価をしていかなければならないということです。港内におきまして、つまり人工構造物のコンクリートで出来た場所においては剥離剤として使うのであれば総量規制をかけていきたいと思いますということです。砂浜、岩場そういうところについては、海岸の種類によっては剥離剤として使ってよいのか、それとも使わない方がいいのか、という指針がこの環境影響ガイダンスに載っているということです。

また、ご質問がありました環境影響ガイダンスの表が、例えばP 3 1のように、考えられる清掃手法とその環境への影響について、ここでは自然浄化作用から何から全部記載されているのに他のところでは書いてないじゃないかということですが。

この意味をもう一度説明しますと、このガイダンスのP 3 0の[9 A]の写真を見ていただきますと、低圧常温洗浄というのは静かに水を海岸線の上の方からただらーっと流して洗うという感じの清掃手法ですが、高圧高温洗浄はそもそも適用できませんよという考え方がP 3 1の表に書かれています。

栄養剤については、使うというのであれば生態系の問題があるから考えておかないといけませんよということなんですが、I (情報不足)ということが表記してあります。このようにいっぱい載っているものもあれば、P 3 9の[1 1]のサンゴ礁のように高圧高温洗浄という手法がそもそも載っていないところもございます。これは、高圧高温洗浄という手法はサンゴ礁では行うべき手法ではないということで最初から除外しました。

ただし、それぞれの注意書きの所に記載した「油処理剤を沖合海域で散布する場合は環境影響の削減に役立つ可能性がある。」つまり、北海道の話としてはあり得ないことかもしれませんが、サンゴ礁の場合は、以前は“油処理剤を散布すること自体がダメだ”という世界だったんですが、もし海水面が下がってくるときにサンゴ礁に直接油が付着してしまうと影響が大きい、だから沖合に油があるうちに油処理剤で分散させておけば、海面が下がった時でもサンゴ礁に油が付かないようにすることができる。だから「印で沖合で油処理剤を使ってもいいですよ」ということになる。でも、そのままの油がサンゴ礁に付いた場合には、油処理剤の使用はC (顕著な影響を与える)と書いてあります。サンゴ礁に付着してしまった油には、処理剤は使わない方がよしいということです。油処理剤を使った場合影響があるところ、または、使うのだったら沖合で使いなさいよ、というようなことがそれぞれのところのコメント欄に記載してあるという整理をしてあります。

(事務局) 基本的には処理剤を海上で散布する場合についてのガイドラインは前回お示しました。沖合で分散効果が発揮できるなら散布しましょう、水深が浅い沿岸海域では止めましょう、港内で撒くときは総量規制、清掃に見合った量にしましょうということをお示しました。

海岸に漂着してしまった油に対して、清掃のために油処理剤を使う場合については、沖合で使うのとは別の観点から海岸清掃ガイダンスで見ていきましょうということ。やはりその都度その都度、考えていくしかないだろうということ。それから萩原課長が今説明したとおりですが、海岸の種類によって表の書きぶりが違うじゃないかということはお指摘の通りです。これはなるべく統一的に埋めたいと思いましたが無理です。全ての表に各手法の可否について記述しようとしたのですが、分からないことを書いたり、やったこともないことを書くことはできません。これは本当に悩んだ末、外国のものもかなり調べたりして、ここまで作りました。我々の経験などは入れました。厳しいご指摘だと思いますが、現状ではこれが精一杯だということをご理解いただきたいと思います。

(委員長) そこから先はまた現場のほうですね。地域毎にその住人の皆さんと進めていかなければならないと思います。

(委員) 分かりました。先程の海岸清掃ガイドラインのP 36に、詳細は油処理剤ガイドライン参照となっているんですが、後のものも含めて、これはあくまで海外のものも含めて焼却とかも含めて、一般的な参考書として使うのであれば、国内での可否をどこかに書いてもらった方がいいかなと思います。海岸清掃剤とか認可なんて受けてるものはないですよ。海岸清掃剤として。

(事務局) ありません。

(委員) ないですよ。「これ何って」後でもめるようなものは注釈を付けておいたほうが良いと思います。

(事務局) 海岸清掃剤は、日本では今のところ認可を受けたものはないということを書いておけということですね。

(委員) 今後それが見直しになって、こんな安全な良いものが出来たよ、ということになれば、それはその時にやれば良いかなと思います。それと、漁業関係者の中で、油分散剤について言えば、沖と沿岸でどうしようかというのが、以前か

らお話があったので相談はしていたんですけど、港内とか海岸に打ち上げられて清掃が終わったので仕上げで使うよという、その仕上げのところについては、これまで話はしてないんですよ。

(事務局) 今日初めてです。

(委員) そう。これまでも話がなかった。そうすると、それを後2回の会合でどういう風にクリアするのかという、今後、時間に制約のある話ですから、清掃も終わってそれから最後どうしますっていう時の話ですから、それはその時の自治体と漁業者の協議に任ずという風にするのか、例えばこのままポンと出てくると、いかにも港湾とか海岸も含めて、仕上げに使っても良いと漁業者が納得したと取られると、それはちょっと話が違うなと思います。

沖合に撒く時は確かに効果がある時もありますし、近づいてきてもここだったら使った方がいいかなというケースもあるかもしれないけれど、海岸清掃の時の使用については、取扱いをそのような微妙なところにしておいてもらったほうがいいかなと思います。

それは今後も地区の協議の中で、そういうようなケースもありますと、ご説明いただくのは構わないと思うんですけど。

(事務局) 何か説明を書いておくということですね。了解しました。

(委員) この後のスケジュールなんですが、地区での協議があるということで、今の状態の戦術シートを出すということでしょうか。

(事務局) そうです。

(委員) であればですね。もう少し意見が出やすいようにE S Iマップを併記して出すとか、濱田委員に承諾を取れば大丈夫かと。これはコンピューターの上での処理でなくても、紙のプリントだけでも結構だと思います。

それからもう一つ、どこにどういう漁場があるとかですね、細かく調べると大変な事になりますので、例えば水産庁でC D - R O Mで出してる大まかな漁場のデータもありますし、そういうものが無いと同意は取れないんじゃないかなと思います。実際このスケジュールでこの日までに取れるというのは難しいと思うのですが、どういう風に考えているんですか。

(事務局) 漁場のことについては、本日、漁場油濁救済基金からお一人オブザーバ

ーの方が出ていらっしゃる。私どももそのデータについてはいただいております。ただ、それを紙ベースでこういうオープンな会合に出すのは差し控えていただきたいというご要望がありますので、それは出していません。我々も把握はしておりますけれども、それは直接、現場で漁業者の皆さんとお話し合いさせていただきませんが、その時にはそういうデータを基にもっともっと細かいお話もあると思います。それはそのように考えております。

(委員) それでは地元の説明会ではそういうデータを出して説明をするということですね。

(事務局) いえ、出すのではなく、既にお持ちになっていると思いますので、我々も持っています。だから議論は出来ます。ただそれをオープンにするということは差し控えていただきたいということなので、戦術シートにも殆ど書いていません。それはそういう事情があるということです。それから濱田先生のESIマップは既に我々もいただいており、全部熟知しておりますので、戦術シートの中の書きぶりについては、濱田さんのESIを見て、この海岸はこういう風だからこういう防除をするという書きぶりに基本的にしております。ですから取り込んでいます。

(委員) 私どもの経験では網走で、1年半かけてやったことがあるんですが、やはり1年半かかってしまうんですね。一回、二回の打合せでは話は十分に出来ないと思います。そんな中で、合意形成とはそういうものなんだと思いますが、そういうタイムスケジュールを踏まえていただいて、それでどこまでされるのか。それを伺いたい。

(事務局) どこまでではなく、最後までやります。それは道漁連の石川さんとも何回も協議させていただいて、特に漁業という面で被害の大きい漁業者の皆さんを中心に徹底的にご説明させていただいて、直すべきものは直す。それはやりません。12月中にはなんとしてもやり遂げるつもりです。というのは、早ければ、年内、遅くとも来年早々にはタンカーが入ってくるわけですから、それはやらないといけないという認識です。

(サハリンエナジー社) この会合でのことは、一般的な意味における環境問題に対する合意形成とは決定的に違うという認識で我々は考えております。というのは、作業シートがあって、そのシートに例えばさっきみたいに「赤い旗が立って、そこにオイルフェンスを張りますよ」ということをお示しする。「いやいや

違うよ」と。「俺が赤い字で書くけどこうの方が良いよ。」「あ、そうですか。」「これだけの話です。簡単に言ってしまうと。「ここには実はホタテがあるんだ。だからここは止めてよ。」という話なんです。その前提として漁業情報、生物情報はM D P Cがお持ちであるから、それを地元に行った時にどこに漁場があるかは、実は水産庁のC D - R O Mより、漁業者の方々の方が絶対に詳しい。いろいろな人が集まる大きな会議の中で、この漁場はどうかのとやるのは差し控えた方がいいという前提は、その地方の説明会でもあると思いますので、いや、何も言わないでこれ違うよと、この赤旗はもう少し1キロ北にずらしてよと、500m横にしてよ、というこれだけの話なんです。だから環境問題があるからという議論でやっていくと、一からの合意形成だとすると、委員のおっしゃるようにそれこそ1年だろうが2年だろうが、5年かかるかもしれません。要は、仕事するための作業内容を決定するプロセスですから、違うよ、と言われれば修正しましょうという意味なんです。そもそもオイルフェンスが足りないではないかという議論をそこでしてもしょうがないんです。この議論は割り切らないと、タイムスケジュールが、それこそ定まってる中でやらせていただく、という風に私どもは、今回はM D P Cさんに主催していただいておりますが、サハリンエナジー社としてはそういう風に理解しております。

(委員) 網走の時にですね、ワークショップ形式ですね、これは全員集めなくてもいいので、代弁できるような人だけ集めまして漁場の情報とかありましたので、それで同じ土俵の上で全部のデータを持ち込んで議論するというのが一番効果があったと思います。ですから今回それができるかどうかは分かりませんが、参考までに。

(委員) 委員からお話が出たことに関わるんですが、先程の萩原さんの説明で同じ土俵で認識を持たなければならないという観点から言いますと、今出されている地域緊急時計画そのものが、海上災害防止センターの方で考えた一つの内容で、非常に技術的な、作業的な内容であるということからしますと、それは専門的な判断も必要になってきますでしょうが、私は素人ですから、とりあえずボランティアは邪魔者みたいな話もありましたけれど、私はN P Oの1人として申し上げたいのですが、ステイクホルダーの一番中心的なゾーンの担い手は漁協だとは思いますが、その他の階層の方、職種の方も地域の中にはステイクホルダーとして存在しているんです。この辺の合意形成のあり方については、協力というのも含めて、色んな考え方があるわけですし、この緊急時計画なるものが、個別の具体的な地域のケースに併せてどういう対応を求めるのかという作業が問題になってくると思います。それがこれを見てますと、7、8月に

漁協参事会での説明だとか、排防協の研修会において説明するという形になっているんですよ。その排防協にも参加をしていないステイクホルダー達はどこでこの話を聞くかということになってくるわけですね。それについてはどうお考えになっているのでしょうか。

(事務局) 排防協の研修会とわざわざ銘打ったのは、まさにその所を考えたからです。排防協というのは、各保安部毎にきちんと組織化されているものですから、そこで説明するとなると、どうしても排防協の会員の方のみにならざるを得ないと思います。これは会則がそうなんです。ただ、それでは狭いだろうということで、研修会という形にすれば、主催は排防協ですけど、枠を拡げて地元の皆さんにも入っていただけるだろうということで、その様にしております。

(委員) ということは、その合意形成はそこで幅を拡げておられるので良いんですが、この緊急時計画の合意形成はそこで終わりなんですか。スケジュール的に言うと12月で終わりですよ。そういう風に考えているわけですね。そこで拾い上げられると。

(事務局) それ以後も色んな話があれば、作ってこれで終わりというわけでもございませんので、見直すべきところがあれば幾らでも見直していこうと思っています。ただ、やはり時間が限られていて、タンカーが入ってくるという前提もありますので、皆さんからもとにかく早く作れというご要望が強いものですから、だからといっておざなりにするつもりは全くありませんが、とにかく作ってみよう。正直言ってこれだけのものを作ったのは日本でも初めてです。だから何とか進めていきたいということです。

(委員) 最後に確認させてほしいのですが、センターの方で作って我々の会合の中で示されたものは、提言として出されるのはセンターが出されるんですか。それともこの会議が提言するんですか。

(事務局) 提言はこの緊急時計画とは全く別物です。今日まで皆様にご説明した内容は我々が現場で作業をするときの対応計画です。しかし、現場の作業は、我々だけでは出来ません。第一管区さん、道庁さん、市町村の皆さん、ボランティアの人も含めて我々がやる仕事はこういう風にしていくんだということをご理解いただき、ご協力いただきたいということです。

それで提言の話になりましたので言いますが、「提言」は、緊急時計画とは

全く別物です。そして何を求めるかという、確かに緊急時計画は12月までには出来るでしょうが、でもさらにその後も引続き中身の見直しもしていかなければならない、かつ関係機関の皆さんにもっとやってもらうことがあるだろうと、委員の皆さんからも今までの3回の会合で沢山意見が出ました。それらを捨て置くのではなく、こういう意見も出ているんだ、私どもも含めてもっとやっていかなければいけない事をまとめておきたいという主旨です。

それで、最後に資料としてつけておりますが、「いじめ問題への緊急提言」というものがあります。この会合でいじめ問題を議論するつもりはないんですが、一つの参考例として非常に良いものが去年の11月に政府の委員会から出ましたので皆さんにこんな形でこの会合でも提言を出したらどうでしょうかということです。

私どもは防除について責任を持つのですけれど、この「いじめ問題への緊急提言」と同じような形式で“海上災害防止センターは”、あるいは“サハリンエナジー社は”、あるいは“国は”というような形で、皆さんの意見をまとめておきたいということです。皆さんのご意見として、必要な見直しをもっとやった方がよいということであれば、“見直しをもっとしていきなさい”ということ提言に盛り込めばよいということです。出来上がるものは緊急時計画です。さっき言った戦術シート、ガイドラインなどです。それはそれで見直しをしていく。見直しをしていきなさいということ提言にしていきたいということです。

(委員) 最後に一つだけ、提言についてはよく分かりました。12月の第6回会合で北海道北岸流出油対応緊急時計画の承認というふうになっております。この会合で承認するという意味で受け取ってよいですね。ということは満場一致が原則ですね。承認のあり方がはっきりしないと困ります。

ルールが成立されてないと納得がいかない。技術的な問題だったら、おっしゃってることは誰であろうと、考え方の違いも含めて同じ認識に立てば、承認は出来るだろうとお考えなんですね。ただ我々素人が異論を持つ部分を残しながら承認できるかという問題が今までの話合いの中にも一部あるものですから、一言言っておきたいと思ったわけです。

(事務局) よろしければ問題点は何か教えていただけますか。

(委員) 分散剤の件です。沖合で処理が可能だということですが、疑問を持っている。

(事務局) 前回、この会合に出られましたでしょうか。

(委員) 前回出てません。出来たらそういう議事録などを送って頂きたい。

(事務局) 議事録は、センターのホームページに全て今までの3回分を掲載していますので見ていただければと思います。オープンにするという前提でこの会合は初回から始まっています。この会合の中にだけ閉じ込めてしてしまうのではなく、議論の内容をオープンにするということでやってきました。サハリンエナジー社からもオープンにしてくださいという要望がありましたので、各回の議事録は全部当センターのホームページに載せております。

もし委員が疑問に思う点があれば、個別にご説明なりさせていただきたいと思います。

(委員長) 時間も迫っていますので、最後残ったところを簡単をお願いします。

(事務局) 提言まで来ましたのでこれで終わりです。

(委員長) 戦術シートについてはよろしいですか。

(事務局) 先に委員から船の安全航行とかを提言に入れてもらいたいということがありました。それに関連してサハリンエナジー社から話をしてもらおうということでした。

(サハリンエナジー社) 安全航行の部分ですが、提言の一部として構成していただくのは、私はサハリンエナジー社の人間としても、個人としても全く抵抗はありません。ただ一つだけ、現実的なこととしてご理解頂きたいのは、サハリンエナジー社という名前が出てますが、今サハリンでやっている開発工事の全事業者を包含しないと本質的にはいけないという問題が一つ。もう一つ、船の情報というのは世界的なルールとして公開はしません。しないというのが原則なんです。それは例えば、ロシア政府においてはどうなるかということ、国家機密の漏洩ともなりうるんです。例えば、プリゴドノエで待ってる船のラインナップを第三者に漏洩することはできません。これは大前提としてあります。ただ、一つ考えないといけないのが、こういう状況の中で皆さんの関心並びにご心配事が高いということで、過去からもサハリンエナジー社の説明の中で申し上げてきたんですが、誠に申し訳ありませんが、我々ロシア政府には盾突けません。ただ、日口間の政府協議の中に入れていただくというのは一つの大きな方法です。逆に海上保安庁に話を振っているような物の言い方で申し訳ありません

が、そういう風な物の考え方で持っていけないと、かえってこの話は収集がつかなくなります。

松本が石川さんに「船出たよ」とメールを入れるのは出来ますが、それはシステムではないし、ちゃんとした対応ではないですね。ちゃんとした対応計画というのは事態に対してどう対応するのか、ということで、委員の言われていることは的を得ているんですが、残念ながら壁があって出来ないというのが一つあります。それと公海を航行してる船に海上保安庁の船がエスコートする、これも無理でしょう。公海航行の自由という原則から考えても、そんなことをやったら日本政府が世界中から笑われます。でもこれも、こういう事だから、というちゃんとした我々地元のステイクホルダーの皆様方のご懸念を、それこそ提言の中に書くとすれば、“日本政府は”、なのかもしれませんし、そういうのを入れ込むのが本質的なのではないだろうかと思います。

(委員長) ということですので、ご理解頂けたと思います。

先程「提言」の問題も出ていましたが、基本的には先程のどういうところで決定するのかとありましたが、最初にこの会合が始まった冒頭にですね、本会合は、「とにかく油が流れ出したと、これをどうするのかと」、いわゆる流れたらどうするのかという対策を作らなければいけませんということから始まったのです。ほっとくわけにはいきません。確かに色々な利害関係者がおります。その利害事項は全部違うと思います。どっかを優遇すればどっかが悪いということはある話だと思います。全部が上手くいくようにする。その意味では色々な立場の皆さんに来ていただいて、被害を最小限に食い止めようと、そこでセンターのノウハウを、油防除という、その観点に立って、どこまでどう使えるのです、ということを示していただいて、それを選択するのはやはり現実の地域の皆様方の知恵だと思うんです。

ですから基本的にはどういう形でどうするんだというのではなく、ここはこうできますよ、と示しているわけで、それを今からやっ払いこうということです。色々出てきましたが、中には使えない物もたくさんあります。ですが、それはケースバイケースで、それを皆さん方で、今からセンターが各地を回って今年中には結論を出すと言ってましたが、最後の提言は実は、参考資料として出していただいた「いじめ問題への提言」の最後の にあるように、「これは一過性の対応で終わらせず」ということで、教育再生会議を読み替えて、本会合としてもさらに真剣に取り組む、そして関係機関も今後さらに一丸となって真剣に取り組んでいてもらいたいということ。今年で結論が出たようにはなりませんが、そこからまた出発だと思います。ものを作って放っておいては困ります。何も訓練もしない、油が流れても何もしないでは、本当に何ものなり

ませんので、だから「油は必ず流れるんだ」という立場でやっているわけですから、必ず実践教育、訓練を常に日々やっていただきたい。その指針を我々は皆さんの合意で「提言」として出す。こういうことなので、最小限の被害とするために、最終合意をとりたいと思いますので、12月の最終会合までに色々お考えがございましたら、ご意見いただきたいと思います。

(委員長) それではこれで本年度第一回の会合を終わりたいと思います。

(事務局) 次回会合については10月29日(月)に、この全日空ホテルで実施したいと考えております。

以上